

第1回大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日時：令和元年9月13日(金)

午前10時00分から正午

場所：大阪市役所本庁舎 屋上階P1会議室

(開会)

(中島障がい者施策部長：開会挨拶)

(委員紹介、資料確認等)

石田部会長：ただいま紹介いただきました座長の石田です。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。本日もまたよろしく願いいたします。先ほど中島部長からお話がありましたように、様々な議題が本日も控えています。報告事項については、ご説明いただきましたように、次第を見ていただきましたら三つありますけれども、一括して説明いただきまして、特に何もございませでしたらそのまま進んで審議の方に進んでいきたいと思っています。議題2につきましては、説明いただいて1回目の審議に入り、議題3につきましては2回目の説明の後に2回目の審議。その後、最後のその他のところで3回目の審議に移っていききたいと思っています。よろしくお願いします。そうしましたら、事務局の方で議題1の報告事項の方の説明をお願いします。よろしくお願いします。

和田障がい福祉課担当係長：【資料1、資料2、資料3について説明】

石田部会長：事務局から議題1についての報告がありました。報告事項ですので、特段ご意見ございませでしたら次の議題に移りたいんですけど何かございますか。はい古田委員。

古田委員：おはようございます、古田です。相談支援事業の実施状況を資料3ですけれども、昨年の8月のデータと比べてみたんですけれども、確かに20数ヶ所増えているということですが、全然増えていない区あるいは減ってしまった区が、八つあるというふうに思います。去年も一昨年でもありますね、16ヶ所ずつぐらいもう廃止、事業廃止が出まして、大変なことになりました。まあ1ヶ所でも相談支援が廃止されるとですね、何十件もの相談ケースが宙に浮くということで、それを周りの相談支援事業所が支えないといけないというようなことになって、それでまた無理をすると、その事業所もしんどくなってしまうという。怖いのは、ドミノ倒しになってしまっていて基盤が崩れていかないかっていうよう

な状況にあります。それで、今もずっとこの間、セルフプランを 50%のままですよ。利用者も増え、若干、相談支援も増えてますけれども、これではとても追いつかないので、何らかの、やっぱり前から言ってますように、相談支援事業を増やす方策を検討いただきたいと思っております。以上です。

石田部会長：はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：鳥屋です。我々の都島区もなんですけれども、もともと相談支援事業所がやっぱりなかなか増えないという中で、やっぱり減った区でもあるんですけれども。現状の中で、新しくサービスを使いたいという人が、区役所窓口でどこの相談支援事業所にしていいか分からないということで、そういうケースは選定ケースということで基幹センターが事業所を選定するわけですけども。やっぱり受け入れられる相談支援事業所がなくて、もう本当に待ってもらっているという状況です。9月も頼みの1か所だったところも、もう9月時点も満杯ですっていうことで、10月になってももう少し何とか対応できるかどうかというギリギリのところで、9月新たにサービス利用したい人は待ってもらわないといけない。こういうことが断続的に続いている状況で、やっぱりそれが、50%以上からなかなか進まない、事業所の箇所数が増えたというような報告ありましたけれども、実際的な利用率が上がらないっていうのは、やっぱり受けられるところがないことを表しているんじゃないかというふうに思います。

石田部会長：ありがとうございます。はい、加藤委員。

加藤委員：加藤ですが、相談支援をやっているものの立場としてですね、相談支援員をいろいろ募集してるんですけどなかなか来ないということもある。来た人についてもね、やっぱり障がい関係のケアマネジメントってかなり難しいんですよ。この前来た人も、一日事務所にいて「もう申し訳ないんで」と言って辞めはったんですけど。ちょっと到底やっていけないっていうことでね、そういうふうなことばかりで、本当に根本的に何かの対策を立てないと、これ以上に計画相談とかが増えてくのは非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。何とか考えていただければ、よろしくお願いします。

石田部会長：ありがとうございます。報告事項ですので、また事務局の方で検討していただきたいですね。何かございましたら、何かありますか。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村でございます。今いただきましたご意見を真摯に受けとめております。また今回のですね、基幹相談支援センターの苦慮していることとか、まさにそういったことがたくさん、実は全部読むと書かれておりますので、それを受

けとめて、昨年度ですかね、昨年度の各法人に立ち上げのお願いとか、また人材確保の事業とかの取組もしておりますが、またさらに今後何かできれば検討してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございました。

石田部会長：ありがとうございます。報告事項ですので、とても大切な課題ではあるんですけども、マンパワーの問題であるとか、あるいは事業所の数がなかなか増えないとかというようなことは、これまでもずっとそういったことがあるんですが。この議題につきましてはちょっとここで終わらせていただいて、次の議題に移っていきたいと思います。事務局の方から議題2についてご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

山本障がい福祉課長代理：【資料4-1、4-2について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございました。2番目の議題について説明いただきました。これ、一つになってますけど、二つありますので、一つはスーパーバイザー派遣についての状況報告ですけれども、これについてまず何かご意見。そしたら古田委員お願いいたします。

古田委員：古田です。スーパーバイザーの派遣は、基幹センター・地活センターもそのままね、相談支援事業とかで登録を進めていただけたらということと、あとやっぱり拠点の課題で言うたら重度障がい者のグループホームを、重度障がい者を受け入れられるグループホームをどう増やしていくのかっていうのがやっぱり大きな課題になっています。触法障がいケースとか強度行動障がいとか、それでですね、グループホームでの受け入れに…

石田部会長：スーパーバイザーと繋がってるんですか？（はい。） 移行とはまた別ですね。わかりました。

古田委員：その受け入れを増やしていくために、グループホームでの重度障がい者の受入れについてもスーパーバイズできるっていうような観点が大事かと思いますし、そういうあたりも含めて周知していくということは可能なんでしょうか。あるいは、いろんな介護保険との併給も後で出てくるかと思うんですけれども、トラブルが起こったりもしていますが、そういうふうな課題についてもスーパーバイズが必要かなと思われるところはあるんですが、そういった課題をですねちょっともう1回積極的に周知していくいうような、重度障がい者のグループホームの受入れとか、介護保険併給とかそのあたりについても可能であるということで周知をさらにもお願いしたいなと思っているところですが、いか

がでしょう。

石田部会長：このスーパーバイザーの件について、何かほかにありますか。はい、山田委員。

山田委員：うちの定着支援センターも相談機能を備えてまして、あらゆる地域の相談を受けてるんですけども。正直、その出所者の対応に追われてなかなか相談支援ができてないところも実際にありまして、例えばですけども、大阪市内のそういった方々からの相談を受けたときに、私の方からこういったスーパーバイザーの機能のご紹介をして繋げるような形をすることができるのか。そのあたりちょっと教えていただきたいなと思います。

石田部会長：はい、わかりました。二点ありまして、一つはかなり重度の行動障がいの人についてのスーパーバイザーっていうのが確保できるのかどうかということですね。それと直接、山田委員の方からも何かそういった依頼をかけることができるのかということですね。事務局の方よろしくお願いします。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長の内村でございます。スーパーバイザーの重度の方のグループホームの受け入れに向けた、いわゆる重度障がいのある方のグループホームでの支援のあり方のスーパーバイザー。当然、私どももそういったスーパーバイザーの方がおられれば、できるだけ確保を、スーパーバイザーとして確保してまいりたいと。当然でございますし。これも山田委員のご質問とも関わってくるんですけど、今現在、指定相談支援事業者さんがおられて、そこの相談支援事業者と各地域の事業所さんがいろいろ繋がってるというふうにイメージしておりますので、要請の際は指定相談支援事業者から基幹相談支援センターに上がってきて、研修センターの方にご連絡いただくような形を考えております。ただ、山田委員おっしゃられたように、ご自身のところから要請できるのかという部分につきましては、直接、私どもとご相談いただいて、派遣できるような形で行きたいと考えております。すいません、よろしくお願いします。

石田部会長：ありがとうございます。よろしいですか。古田委員、よろしいですか。

古田委員：もう一回周知とかはできるんですかね。やっぱりこういう課題についても地域で困りごとが出てきてるから、重度障がい者のグループホーム受け入れなんか、どういうふうに体制とったらいいいのか、どういう支援環境整備が必要なのか、かなりいろいろレクチャーしていかないといけないところもありますので、そういうことも含めてもう 1 回周知していただけたらと思う。

石田部会長：先ほどの続きで、改めて周知の方法等についてお願いしたいというところでしょうか。

船戸委員：船戸ですけれども、施設訪問において出された意見の中で、一旦、グループホームに移った後やっぱり入所の方に戻るっていうことが結構多いんですけれども、この中で、先ほどの報告の中で、城東区が…

石田部会長：訪問のことですね。スーパーバイザーではなくて訪問のほうですね。スーパーバイザーの方はもう無いですかご意見。そしたらちょっと先にいいですか。はい、加藤委員お願いします。

加藤委員：さっきから出ているグループホームの強度行動障がいの人へのスーパービジョンというか、できる人は割と少ないかなとは思いますが、必要なんですよね。ただ実際に相談をやってね、そういう人を含めて地域ケア会議をやったりというのは、かなり相談支援の方がしっかり問題意識を持って進めていかないとなかなか難しいと思うんです。それで、重度のグループホームそのものがまだまだ少ないと思うのでね。できればスーパービジョンも関連するんですが、スーパービジョンもそうなんですけど、重度の人のグループホームで強度行動障がいの人のことをどんなふうに対応するのかというのも、例えば研修とかね。そういうのでやってもらっても、もっと全体に広がるような形で、スーパービジョンも一つなんですけど、そこに繋ぐってなかなか難しいので、そういう研修も含めて、その取組を考えていただけたら、もうちょっと周知されるというか、どう対応したらいいのかっていうか、実際支援しているものがわかるんじゃないかなというふうに思うのですが。

石田部会長：ありがとうございます。何かそういう研修の予定とか、今取組として考えていることがございますか。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課長内村でございます。今このスーパーバイザーの派遣をイメージしておりましたのは、やはり、それぞれの障がいのある方の特性というのがあるかと思えます。なおかつ、例えばグループホームへ行った、あるいは通所介護のところにおいて、その設備、環境のことも含めてのこういうふうな支援がこの方には合っているんじゃないかなという、そういった個別個別のスーパーバイズをちょっとイメージしておりました。今、加藤委員がおっしゃられたように、それも含めて、それにプラス座学での研修も必要なのかというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

加藤委員：そうなんですけどね、うちの西淀川区でも、ケースによってはそういう僕らも入

って、一緒にグループホームにいる強度行動障がいの人を、スーパービジョンをやったりはするんですけど。そういう体制ができるっていうのは、グループホームとか日中の施設なりの密な関係というのがないと、なかなかニーズとして出てこないんですよ。相談支援で実際にいろんなところと関わっていても。だからそれは各区で、やはり相談支援の問題として取組をもっと深めていったらいいと思うんですけど。並行して、もうちょっと全体にわかりやすい形での研修とか、そういうものをやってもらえたら、取組やすくなるんじゃないかなと。もしくは相談支援と、連携とかも含めた研修ということであつたら、もうちょっと相談支援の方にグループホームとか日中施設の方から言ってもらえとかね、連携がしやすいようなことも含めた研修とかそういうのがあるんじゃないかなと思うんですけど。

石田部会長：何か知らせる取組ですよ。難しいって言うていいのかどうか分かりませんが、強度行動障がいの人などの支援そのものがまだまだ広がってないということですよ。だから、そこをもう少し広げるための取組って何かお考えになっていることがありますかっていう話だと思うんですけど。

内村障がい福祉課長：内村でございます。いま加藤委員おっしゃられたのは、私の感覚では、地域の基幹相談支援センターがあって、地域の相談支援事業者が繋がっている。で、地域の相談支援事業者からさらに各事業所とが繋がっていないよというのが、多分、今おっしゃられたのかなと。繋がったら全部そこでだいたいこういう事業があるからこれを活用できるよというふうなイメージなんですけど、必ずしも 100%繋がってるわけじゃないので、もうちょっとこの事業を周知しながら、地域でネットワーク作りをというようなことなんでしょうか。

石田部会長：そうですね。今従事している中でもなかなかその辺のことを理解できてなかったりとかして、実際に接してないとか、まだまだたくさんいるってことでしょうね。だから、その中でももう少し知らせていくような、広く知らせていくような取組が必要ではないかという話。

内村障がい福祉課長：一般的な研修は常に毎年毎年入れておりますので、この重度障がいのある方の支援の研修がどのようにできるかというのは、考えていきたいと思っております。

加藤委員：この前も出てきたのは、日中施設で暴力が出るから、もうそんな人を施設に置いとけないというふうな話が出たんですよ。夜はグループホームなんですけど、仕方がないから、グループホームと日中施設と僕らも入って、何で暴力が出るんですかというふうな

話を聞いて、原因を明確にして、意味合いが分かると、日中の施設の人もこれだったらいけるかなって言うんで、辞めさせられることはなくなったんですけども。しっかり連携ができてるような状況ではないんですね。だから相談支援の方がもうここはなんとかしないといけないと思って、なんとかそういう会を持つっていうか、そういうふうなつつこみ方でもしない限り、グループホームとか日中施設が「会を持ってください」なんてなかなかないんです。よほど困っておられない限りね。ということなんです。

石田部会長：繰り返しになりますけど、もう少しその前の段階の周知するようなそういう取組をお願いしたいということだと思いますので、またお考えいただければと思います。で、いいですかね。すいませんそうしましたらその次の。

船戸委員：すいません、スーパーバイザーのことで、船戸ですけれども、スーパーバイザーのことで、今ちょっと僕イメージしてたのは、うちの相談支援なんかは医療的ケアの専門家で、こういうやつになれるかなと思ったんですけども、よく考えてみると、いわゆる推薦したらなって、あとはボランティアでやってくださいという形なのか、それだったら自分のところでやってもらう方がずっと施設のためになるので、これになかなか出せないなって思ってたんですけど。そこは、例えば具体的にどうなんですかね。報酬の問題とか。

内村障がい福祉課長：内村でございます。1回当たりですね、報酬の今の具体的な金額を申し上げますと1万6千円の報酬で行っていただくような形にさせていただいてるところでございます。

船戸委員：推薦したら、スーパーバイザーになるための条件ですかね、そういうやつは何か研修を受けるとかそういう何かあるんですか。

内村障がい福祉課長：確かに、推薦いただいたけど、本当にこの方、スーパーバイザーになり得るのかというふうな疑問もございます。今回、かなり各種法人の方々が自信を持って推薦いただいているので、現在この条件というのはいろんなパターンがあるので、つけようがないんですよ。ただスーパーバイザーを実際に行っていただいたら、スーパーバイズを受けていただいたところにアンケートをいただいて、その繰り返しの中でそのスーパーバイザーの方の状況というのを把握させていただきたいと考えてるところです。

石田部会長：よろしいですか。そうしましたらその次の同じ議題なんですけど、地域移行の入所施設訪問の取組状況について、船戸委員、ございますか。

船戸委員：先ほどの資料の中に、グループホームに入ったけどまた入所に戻るっていう、結

局地域定着支援っていうことが本当かっていうことがあると思うんですけど。ちょっと僕が驚いたのは、城東区が飛び抜けて多いですね。これはどういう支援をやってるかっていうことを、ちょっと私は教えていただきたいです。ひとけた違いますので。

石田部会長：城東区の定着支援（利用者）が多いですね、確かに。これ、ずっと多いですね、いつも。ご存知ですか。

山本障がい福祉課長代理：事務局の先ほどの報告事項の資料3のところで、城東区が飛び抜けているということだと思います。申し訳ございませんが、城東区の報告内容をもう少し精査いたしまして、地域定着支援の解釈自体がちょっと他とは根本的に違うのかということも含めて整理させていただきます。申し訳ないが今はちょっとお答えできないです。

石田部会長：わかりました。よろしいですか。そうしましたら他に、今後において出されるということで。

鳥屋委員：鳥屋です。私もこの施設訪問で行かせていただいた都島区の1ヶ所1人でもあるんですけども。それとこの取組とは別で、例えば私も昨日も大阪市外の施設ですけども訪問してました。やっぱりすごく感じるのは入所されてる方で60歳以上の方っていうのはかなりの割合おられて、50歳以上の方も含めるとやっぱり半数以上がそうなのかなというふうなところで捉えています。それだけ施設ができた最初に入所された方の長期入所っていうのがかなり続いていて、動きのない状態っていうのがかなり多いのかなというふうに思います。高齢化が進んでいく中で、中には親がもう亡くなる、あるいは亡くなられて、ご本人も金銭管理をどうするかとかいうことも含めて後見が必要だけでも、その後見を申し立てするのに施設だけではやはりなかなか難しいとかですね、市長申し立ての場合などもかなり時間数がかかるっていうことでなかなか進まないなんていうのは、施設側も課題に挙げられておられます。そう考えたときに、先ほどの資料3でもあったような地域移行がどれだけの件数かという、やはり18件、そのうち13件が精神科入院病床ということだと思うんですけども。そうするとやはり、身体・知的入所施設からの地域移行ってのはかなり少ない。特に知的の方で地域移行って、施設から実家であるとかそういうことではなくて、グループホームとか、1人暮らしとか、そういう本当の意味での地域移行って本当に何人いるのかっていうのは、まさに進んでいないっていうのは受けとめられます。そういう中で、まだこの施設訪問、初回訪問で20ヶ所の施設のうち、まだ9ヶ所まわっていない。もういつているうちに1年たつと思うんですけども、初回訪問ってあくまで初回訪問でしかなくて、そのあとにどういった市内施設と地域とを繋いでいって、場合によってはその施設が抱えている課題を地域でも受けとめたりとかですね。本当に地域移行を進めていこうというような空気を作っていくためには、この後やって

いくことの方がかなり大きいと思うので、早くこの動きを進めていかないといけないというふうに思います。

石田部会長：ありがとうございました。ご意見として承ったということによろしいですか。わかりました。今後の訪問とかについての計画っていうか、そういったものがあれば。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課、内村でございます。いま、鳥屋委員からいただいた今後の取組ですが、まず全箇所は当然まわらせていただいて、今後は各区の基幹相談支援センターの取組をさらに紹介していただくとともに、今現在は、確かに鳥屋委員がおっしゃられたように顔合わせに近いところで顔が繋がると。今後はその中でも地域移行の話も少しずつは入れさせてはいただけてるんですけど。さらに訪問なりそこは、また委員の皆様のご意見をいただきながら取組の手法も考えていきたいと思います。長期の方の地域移行をどう考えているのかというような話ですけども、先ほど訪問時に出された意見や課題というのは、もうまさにこの三つも大きな内容だと思いますので、長期短期に関わらず、やっぱりこれをどうクリアできるのかという非常に大きなハードルになっている。特にご家族の方の思い、それと本人さんの意思決定の難しさというところがありますし、当然、我々行政としても、地域社会の資源、受け皿の整備促進というのもございます。ですので、長期短期の方をどうするではなしに、この課題をどうクリアしていくかっていうことを検討していきたいと思います。

石田部会長：ありがとうございました。はい、古田委員。

古田委員：古田です。地域移行の数で、今、大阪府でも提言を作ってるところなんですけれども、在宅に戻している数がえらく多くて、グループホームとか单身よりそっちの方へ戻している数が多いというデータが出てきてまして、150人の地域移行を毎年やってますということなんですけども。自立訓練施設からの移行、1年～2年で出るんですね。自立訓練施設からの移行も一緒に合算してたというのがわかりまして、それは一般の入所施設からの地域移行と分けるべきであろうという話になりまして、分けてみたら半分以下になったんです。それで、自宅に戻る人はぐっと減ったんですけどね。その辺を大阪市でも、施設からの追い出しケースも地域移行でカウントしていたことがありましたよね。ちょっともう1回行き先をちゃんと把握して、本当に地域移行になっているのか、自立訓練を分けるというのをちゃんと徹底しといていただきたいというのが一つです。それと、家族さんが反対されるというのも結構多いので、せっかく入ったのになんで出してくれるのだというような話はもう前からずっと続いてるんですけど、一番はやっぱり家に戻ってこられるのを恐れている。まあ、それはそうだろうなと。だからそうではないんですよっていうような担保とか、そういう声を広げていく。基本的にはもう長期入所で何十年も過

ごすのは大阪府としてはなくしていきたいとか、長期入所に至る前に地域移行するのだという考え方をやっぱり打ち出して、それを広めていくっていうことが、基本的には必要なかなと思っていますので、それを検討いただきたい。それから、本人の意思決定支援が大事だと言いますが、前に確認したら、意思決定支援の担当課がないという状況に大阪市があるようです。国はガイドラインを出しているのに、担当者がいない、担当課がないというような状態にあるので、これは医療の方も受診のことで問題があったりしますので、意思決定支援、意思形成支援の担当課、担当者を決めていただきたいと思っています。それで、やっぱり何十年と入っていたら、地域移行したいと言えないのは当たり前の状態になって、そこからどういうふうに意思形成支援を図るのかということをご検討いただきたいと思っています。

石田部会長：ありがとうございます。3点ありまして、一つは数値のとり方ですね。これは明確にしていきたいということですね。それからもう一つは、方針をしっかりと周知してほしいということ。それから最後に、意思決定支援にそういった部門が必要なのではないということなんですが、何かこのあたりについてございますでしょうか。

内村障がい福祉課長：内村でございます。数値のとり方はおっしゃるとおり、2年ぐらい前でしたか、一度出させていただいたんですけど、自立訓練施設から出た方も何名というのを、それもはっきりした上での数値の取り方をしたいと考えております。それと、方針はもう計画にもあるかと思いますが、障がいのある方が地域でというふうにならうと考えておりますので、その方針は大前提でございます。それと、意思決定支援の担当者といいますが、障がいのある方々だけではなく、認知症の方もおられるかとは思いますが、我々が研修の中で厚生労働省が出している意思決定支援のガイドラインに基づいた研修の中で、障がい者施策部として研修に含めていくというふうには考えております。

古田委員：担当課はないですか。担当者とか。福祉課は取りあえずやると言っていますので。

内村障がい福祉課長：研修の方で障がい者施策としての取り入れは、研修の中で取り入れようというのは、それは全然可能なんですけど、例えば高齢認知症の方の意思決定支援の中で、そこはやっぱり高齢者施策との連携とかとなっていくかと思いますが、一概にどこがやるではなく、どこもそれには関わらないといけないだろうというのが考えです。

古田委員：わかります。ただ軸になる担当課は要るのではないかなと思うんですけど。またちょっとご検討いただけますか。

石田部会長：またご検討いただくということで。潮谷委員、よろしいですか。

潮谷委員：僕も意見になってしまうんですけど、地域移行支援に関して、今課題になっているのが障がい児施設の超過児の問題があると思います。でも期限も迫ってきますので、これについては積極的にアプローチして障がい児施設の中だけで地域移行ができてない実態になってますので、外部資源の活用というところで、いろんな形で施設に参加できるように、変えていけるような仕組みというのは必要じゃないかなというふうに思います。

石田部会長：ありがとうございます。やっぱり児童の年齢超過の人ですね。これについて何かございますか。

小谷障がい支援課長：障がい支援課長の小谷でございます。潮谷委員からご意見のありました障がい児の入所施設の年齢超過児の問題ですけれども、経過措置の期間もあと 1 年少しとなっておるところでございます。我々といたしましても各施設の方に実態把握でまわらせてもらっておりまして、今残られてる方のそれぞれの現状把握もさせてもらっておるところでして、その方々が期限内に地域の方に移行できるような形で施策の方を進めるということをちょっと検討さしてもらっておるような状況となっております。

石田部会長：わかりました、ありがとうございます。

船戸委員：今うちは、重症心身障がい児施設と肢体不自由児施設があるんですけども、重症の方は、今 65%が超重症児・準超重症児の呼吸器の子どもさんが多くて。それから、これは去年でしたか、児者一貫のいわゆる児童発達支援とそれから療養介護ですかね。それを両方やるデイサービスの日中活動をちゃんとやるという条件で、厚労省の方で児者一貫恒久化するということが一応認められましたので、なかなか重心施設ではちょっと動きにくいかなっていう感じはしてます。それで結構いろんないるんで、やっぱりグループホーム、うちも今、ちょっと計画しているんですけども、移行するのがなかなか大変。そして、やっぱり家族ももうこちらの方が安心なんで、医療をすぐ診てもらえるということがあって、非常にバリアは高いかなっていう感じはしますね。よっぽどもうずっとそういうものは作らないっていう形でしたら、また新たな施策を考えなければならないのですけれども。そういう感じを受けて、私もこちらに来て 10 年目に入りますけれども、なんとなくそんな感じ。

石田部会長：なんかお聞きしたいとか、その感想ということでよろしいですか。児者一貫の施設整備とかそういったことの取組とかについてのなにか事務局の方に。

船戸委員：あつ、そうですね。一応、恒久化が出ましたけれども、行政としてどういうイメ

ージを抱いてるかっていうことをちょっと教えていただければ。それから今後の重心施設、いま検討会をやられてると思うんですけど、入所についてはね、そういうことの動きももし教えていただければ嬉しく思います。

小谷障がい支援課長：障がい支援課長小谷でございます。船戸委員おっしゃられました児者の療養介護の関係につきましては、医療型の障がい児の入所施設の年齢超過の方につきましては、たしか2年前だったと思うんですけども、そこが恒久的にですね同じ施設の中で年齢超過の方も支援するというふうな恒久的な制度に変わったところでございます。あと1年少しといいました経過措置につきましては、福祉型の入所施設の年齢超過の方になっておりまして、大半が重度の知的の方が残っているような状況になっておりますので、やはりその方々につきましては、今大人の方の施設からの地域移行というところも課題になっておりますけれども、そこと同じような考え方で、地域の方で暮らしていただくようなことを進めていく必要があると考えておるところでございます。

石田部会長：ありがとうございます。他にもご意見あるかなと思いますけれども、ちょっとまだ議題の方がたくさん残っていますので、その次の3番目の議題に移っていきたいと思います。地域生活支援拠点等の整備に向けた考え方について事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

内村障がい福祉課長：【資料5－1、5－2について説明】

石田部会長：ありがとうございました。委員の方から、はい古田委員。

古田委員：6月にワーキングやったときは、緊急時支援事業と別のフロー図で検討していましたが、今日出ている資料は、今回初めてこちらも見るといった状態でして、いろいろ疑問点がありますので伺います。まず5－1の資料の2の受入施設の確保、これが空床確保事業ということでよろしいのですか。施設でやると。今の虐待の空床は2床だったと思うのですけれども、さらに何床増やすのか。ていうような2週間ですかね、2週間ぐらい過ごせるというふうな。それで、(2)の一つ目の点のところは、緊急一時保護施設の体制強化、これは施設の職員の加配加算みたいなイメージでよろしいでしょうか。それで、二つ目の点のところは、出口支援、施設からの出口支援として、コーディネートを基幹等が行う。地活とか基幹が行うというイメージ。それで、(3)の方が、緊急一時保護じゃない場合は、こちらの方、基幹とか地活とかは受け皿を探していくというふうなそういうイメージでまずよろしいですね。それで、フロー図の方がちょっと意味がわからないところがありまして、前のフロー図はかなり複雑ですけども、ちょっとこのフローで、まず警察から〔精神障がいがあつて、自傷他害のおそれがある場合などは、医療機関への入院を検

討]と、こんな公文書で書かないでいただきたい。差別を、精神＝自傷他害＝入院みたいなイメージを与えるような書き方はしないでいただきたい。[入院が必要な人は入院を検討]ぐらいでいいのではないですか。その場合ですね精神の場合だったら、こころ（の健康センター）が警察からの連絡を受けて対応しているっていうふうに聞いてるんですけど。これが福祉課に変わるんですか。地域福祉課の相談支援といたら、虐待の担当グループですよ。それで、そこと区役所だけで方向性を検討できるんですかね。前の図では、区や基幹センターに連絡が入ったら、緊急ケース会議をやろうという図だったと思います。行き先をどう判断したらいいのかというのを関係者が集まって即時に判断しようということだったんですけども。ここはやっぱり区役所と基幹センターとかが集まって支援の方向性を検討、これが緊急ケース会議にすべきじゃないかと思います。その行き先が緊急一時保護かそれ以外かが決まってからではなしに、その前に検討してその後に施設に行く場合も基幹センターがかんでますけど、これは施設へ連れて行くのに基幹センターを当てにしているようにも見えるんですけども、そうではないんですか。そこはね、もともと虐待の場合だったら区役所の役割だったんですけども、その辺も疑問です。それで、そこからたどっていくと、こちらですけど、そのグループホームでそれならどう最後の受け皿を作っていくかということになっていくのが多いかと思うんですけども。こちら、基幹センターとか施設は一時的な対応で加算が付くみたいなことを考えていただいているんですけども。グループホーム等にとってもこの施設での受入れと同じように、初対面の人を事前情報もなく受け入れることでかなり体制がいるっていうふうに施設の方は手当を2週間分されるのかと思いますけれども。グループホームは、そこからずっと生活を作っていくのに、もう半年、1年ぐらい試行錯誤しながらやっていくことになりますので、そこはやっぱり一時的な相談支援と入所施設だけではなくて、グループホームでの受け入れ加算を何か月分かはぜひ見ていただいて、受け入れるグループホームの受け皿を増やしていかないと、どのみちやっぱり最後行き詰まってしまうだろうと思いますので、その検討をぜひお願いします。それとこのフロー図はちょっと今言っているように、いろんな疑問点ありますので、すぐワーキングを開いてもう1回検討し直していただきたいと思っています。ちょっとこのまま出したら混乱するかなと思いますので、ペンディングでお願いしたいと思っています。

石田部会長：ありがとうございました。

鳥屋委員：はい鳥屋です。引き続きこの図での質問のところなんですけども、まず一番最初に[近隣住民・親族・事業者等が要保護状態にある人を発見]っていうところで、この発見した人にとったら、虐待のケースと区別をどこでするのかっていう、発見した人も初めてその状況を見たっていうことだったら、これが所謂ネグレクトになってると思うんです、親がいないとかいう中ではね。それが虐待だったらまた流れも変わってきますよね。

本当に区別できるのかっていうことと、それからこの流れになると、休日夜間であったりとか警察からだったり地域福祉課っていうことで、障がい福祉課はこの話にかまないのかっていうこととその人に役所において支援の方向性を検討っていうことだと思うんですけども、本人状況って一体誰が確認するのか、区役所が訪問するんですよねという、そこがすごく曖昧になっているかと思います。訪問するのは実際の区役所の誰なのか、虐待担当なのか、また違う担当なのかその辺がどうなのかっていうところです。結局この下〔区役所と基幹相談支援センター等で支援方針を検討〕とかここがすごく曖昧になってくるところで、虐待のケースであればきちっとコアメンバー会議を開きましょうとかそういうことになると思うんですけども、会議をするのはどのタイミングかっていうのは本当にこの流れでいいのかっていうのはもう少し詰めないといけないというふうに思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。このフロー図について何か他にご意見とかありますか、ないですか、ご質問とか。今すぐに決められることではないので、またワーキングなり、先ほど古田委員からもご提案ありましたように、ちょっとこのフロー図についてはまた検討していただく文言とかについてもですね、検討していただくのがいいかなと思います。その他、古田委員の方からありました受け入れ施設の目標ですよね。今後、どれくらいの施設の確保を考えているのかっていうことと、それから緊急一時保護施設の体制強化の報酬を見込んでいるというふうな形でご説明いただけてますけども、古田委員の方からはグループホームへの加算であるとかですね、そういったことについての考え、検討する用意はあるのかっていうようなことがありましたけれども、そのあたりについてお答えいただければと思います。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課内村でございます。まず、空床確保の話でございますけれど、もともと一時保護施設と障がいの緊急時受入対応とは別物という。ただ、以前もちょっとご説明させていただいた現在の一時保護の部分の空床の稼働状況を踏まえて局全体で検討していきたいというふうには申し上げてたかと思います。そういう意味で、今の状況から申し上げますと、この一時保護の施設を活用して、ただ施設は変えようとはちょっと動いているんですけど、活用していきたいと考えておるところでございます。それと、出口支援でございますけれど、出口支援でたしかに出口の中で受け入れ側もやっぱり初期対応としては、一時保護の支援員をつけているのと同じように必要ではないかというご意見でございます。ちょっとまだその部分は、今実は検討の中からは外れております。ただ、今後の報酬の状況も見ながら、グループホームで本当に受入していただかないといけないこともあるかと思いますので、ちょっといま一度その部分は、この後ワーキングをまず開いてとおっしゃるご意見がございましたので、その中で意見交換させていただきたいと考えております。それとこのフローなんですけど、実は前に出させていただいたも

のほとんど変わってないんですけど、結構ややこしすぎるんで、今日ずっと短くしたところでございます。これはやはりその表現がちょっと良くなかったのかもわかりませんけど。

古田委員：委員会ではこれは配られてませんよね。これは前のワーキングだけですよね。

内村障がい福祉課長：細かいのでややこしいだろうなと思って、もうちょっと簡潔にしたんですけど、それがちょっと逆に大阪市すごく考えかたが変わったんだろうかというように映ってしまったのかもわかりませんけど、そういう意味では、またワーキングの中で細かい話の中で、進めてさせていただきたいと思います。

石田部会長：はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

古田委員：ちょっとだけいいですか。今グループホームの加算については、その施設からの出口支援の後のことと言っているのですけどね。そこで考えていただきたい。

石田部会長：そのときに検討するというに。はい、加藤委員、お願いします。

加藤委員：このフローチャートなんですけどね、確かワーキングのときは虐待の場合だったら普通は48時間以内である程度判断すると、コア会議とか開いてね。そういうのがあるけど、緊急事態が介護者の急病等で、もう一つ暴力が出たりとか利用者さんからね。それでもう家にいてられないっていうふうな状況とか結構あるんですけど。そんな場合にも、虐待と同様に家族や本人にとってはかなり大変な状況なので、同じようなシステムにしてももらえたらいいんじゃないですかねっていうふうな話が多分ワーキングで出たと思うんですが。区役所と基幹も一緒に相談しながら、できれば48時間以内とかで判断していくっていうかね。だから、そういうことができないのかどうかっていうのが一つなんですけど。それともう一つ、緊急な状況っていうのはその状況に応じて柔軟にいろんな対応策っていうのを出していくのが必要だと思って。入所施設を使う場合もあれば、自宅へ訪問する場合もありますし、日中の施設に泊まるという場合もあると。もう一つ、外へ出て、利用者さんが家へ帰らないんだという場合もあるんですけど、そんな場合はガイドヘルプで僕も37時間一緒に関わったことがありますけど、家に入らないのでね。だから、そういうふうなところも含めて、いろんな柔軟な対応っていうのを考えていただけたらいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけど。

石田部会長：はい、分かりました。今ちょっとここでお答えできるのは難しいから、何か一部でも事務局でお考えになることがありますかね。なければ、そうですね。今すぐには難し

いかなと思います。あと、よろしいでしょうか。

岡委員：岡です。フロー図で、今、つながる場とかいろいろ、大阪市として始まっているものがいっぱいありますよね。地域からしたらフロー図いっぱいありすぎて。さっきのSVも、つながる場でもSVがあるし、今回のもSVがあるし、何のことを言っているのか、どういうふうに活用したらいいとかっていうのがもう見えない状況がどんどん出てくるので、できたら、これはこの事業におけるフロー図であっていいと思うんですけど、大阪市で全体的に網羅したようなわかりやすいものを作って周知しないと多分混乱して終わるだけになってしまう可能性があるんで、何かちょっと利用されるって利用する側がわかりやすいものを作っていくっていうのはちょっと考えないと何のことを今話してるのかっていうのはもうわからない状況になるんじゃないかなっていうのがちょっと心配してる場所ですね。

石田部会長：今回簡潔にさせていただいたから分かりやすくということだったかと思うんですけど、それも含めて、他の施策ですね。そういう取組なんかについてのこともいろいろあり、重複していたりするところもあるみたいなので、その他も含めて、使う側にわかりやすいと、ちゃんとということも考えていただければと思います。

山田委員：すいません。私も意見ということでこれも聞いていただければということなんです。時々私たちのところに相談があるので。重度障がいの、特になかなか本人さん自身が自分の声をあげられない方の中で、その暴力、先ほど暴力っていうのもあったんですが、性加害行為をして、被害届を出されて逮捕されるんですけども、本人の責任能力がないというところで結局起訴されずに不起訴になるんですが。その不起訴の間、10日から20日間ぐらい、結局、警察署だったり留置場に勾留されて、本人の状態が悪い状態になって、けど不起訴になるので自宅に戻ってくるとか。でも自宅に戻れないその地域に戻れないみたいところで、その人の行き先がすごく困ることがあって最終的には家に戻るみたいなことがあるんです。できたらそんな人も、やった行為に関して本人は分からずにちょっとその人に近寄りたと思ってやったことが、結局、やられた方からしたら、犯罪だということで、警察に捕まってしまう。本来はそういう留置場なんかに入らずに、何らかの一時避難的な施設に入れたら本人さんも安心して地域に戻っていけるんじゃないかなっていうふうに思いますので、そんな方もイメージして対象にいただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

石田部会長：ありがとうございます。ご意見としてお伺いしました。ちょっとまだ議題の方もありますので、三つ目の議題についてはここで終わらせていただきたいと思います。その次、その他というところで四点ございますけれども、初めの二つですね基礎調査につい

てと福祉計画の進捗状況についてご説明いただければありがたいです。

山本障がい福祉課長代理：【資料 6、資料 7 について説明】

石田部会長：はい、その他のところ、初めの二つのところで何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。もしなければ、もうその次のところに進んでいきたいんですけど、よろしいでしょうか。そうしましたら、平成 30 年度から実施された障がい福祉サービスの状況について、これは先ほどのご説明と関連する部分があるかなと思いますけれども、事務局の方からご説明をお願いします。

松藤障がい支援課長代理：【資料 8 について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。本件につきましては古田委員より資料が提出されております。A 4 横置きの表になっているものです。古田委員の提出資料ということで、古田委員から説明をお願いいたします。

古田委員：ちょっとこの間起こってきた問題で大きかったのは、生活介護から共生型通所介護。これ、生活介護は 65 歳以上は介護保険優先になるということで、知り合いのところから通報が入って分かった問題です。ケアマネから、もうこの人は生活介護に 65 歳になってるからおれないよという話で、半ば脅されてみたいな格好になりまして。それで急いで、この人は重心の人なんで、生活介護におれるようにするために、この共生型通所介護の指定を受けたってということで、かなり大変な思いをされたんですけども。これ、半額になってしまったというような問題が出ましてね。これは、どこの生活介護でも、共生型にいつでも 7 % 下がるだけじゃないのかなみたいに理解されてると思うんですけども、そうではないっていうことをちょっと計算で出しました。介護保険の母数から計算しますので、要介護 1 から 5 までの報酬単価、それから 1 時間刻みになってますね。利用時間が向こうのほうは 1 時間刻みになっている。だいたい 5、6 時間の利用が多いので、そこをちょっと太枠で囲んでいるんですけども。その 7 % 減でまず単価が出る。生活介護の方はこれだけの単価で、そもそもの単価がかなり区分 6 だったら 1283 単位を、向こうだったら 964 単位、それがただ 7 % 減で 897 単位になる。それで、要介護 5 が出るとは限らないんですね。区分 6 の人であっても下手したら要介護 1、2 が出たというような場合もありまして、介護保険の要介護度と区分の関係はもうかなりバラバラに出ます。なので、同じランクで判定 5 で出たとしても 30 % 減。区分 6 の人が要介護 3 と出てしまったら、もう 50 % 減になるってというような話が分かってきました。5 でも同様に、要介護度の出方によっては、30 % から 50 %、下手したら 60 から 70 % も減になるというような格好になっています。それで介護保険の通所介護の方はですね、5 対 1 を基本の体制にしており

ます。それで障がいの方は、1.7 対 1、2 対 1、2.5 対 1 の体制加算もあって、重度の場合はそれをやってるんですけども。その加算も失うということで、それが次のページで、例えば 1.7 対 1 の場合でしたら、区分 6 だったら 1500 単位あるんですけども、それが半分にやっぱり下がってしまう。下手したら 60～70% 下がってしまう。次のやつが、2 対 1 とか 2.5 対 1 で同様なんですけれども、そうした加算を失ってしまうということになるのが分かりました。どこの生活介護もこういうとこまで下がるっていうのをあまりご存知ないようで、これで共生型をやれば、65 歳迎えた人はどんどん半額にされていくわけですから。重度化とか高齢化の対応の基盤をどう作るかといっているのは、その基盤が崩壊してしまう。下手したら事故や虐待が起こりかねないっていうようなことになってしまう。国の方は検討段階でどう申してたかっていいましたら、共生型に移ることで報酬が大きく下がるってのはならない。だから適切な報酬単価を設定すると言っていたのに、結果的に、これだけ下がったらいけないだろうという問題になってまして。このことを、やっぱり区（役所）と生活介護（事業所）、あるいは相談支援（事業所）もちゃんとわかっておかないとえらい事になっていくなということになりました。この間も他でもですね、就労 B 型のところに対して、これも介護保険優先だからと言って、これは障がい固有のサービスだから全然関係ないですけども、通所介護に移りなさいっていうふうに言われる事例があったり、あるいは介護保険の併給ですね、支給量が引き下がったとかですね、それから、介護保険の方はですね、あれもこれもやったらあかんっていうように介護の使い方もかなり規制されてます。そういうことでトラブルがある。それから、費用負担の方も問題が出てまして、この間わかってきた問題として、訪問看護と訪問リハは 65 歳を超えたら介護保険優先だから強制的にそっちに移るっていうことになっているのが分かりまして。今大阪市では、医療費、障がい者の医療費助成がありますので、程度の重い人は 1 回 500 円で 3,000 円で収まるっていう枠の中に訪看・訪リハは入ってるんですけども。そこから無理やりはがされて、1 割負担で毎回千何百円払わないといけないというような問題も明らかになっています。これ、全部介護保険優先だと国が言って、ちゃんとその影響だとか手当を考えていないから、各地でいろんな課題が発生するっていう問題になりますんで、この問題全て整理してですね、区役所・相談支援事業所は、やっぱりその併給に当たって相談に乗らないといけない。それからケアマネに対して、それから生活介護等の事業所に対して、こういう問題が発生しても、本人が困らないようにするためにちゃんと周知をすべきだと思っていますので、周知文案を急いで考えていただきたいと思います。

石田部会長：ありがとうございます。今後の取組等の報酬単価など制度設計上の問題点については、国に対して改善要望していくというふうになってますので、そういった対応を具体の資料等も含めて整理していただいて、今後そういった取組についての検討をお願いしたいというふうに思います。他、この件について何かご意見とか、ご質問ありますか。

ございませんでしたら、最後の議題になります。水害時の災害避難所での対応についてということで、事務局の方からご説明をお願いします。

木村危機管理課災害対策担当課長代理：【資料9について説明】

石田部会長：ありがとうございました。この件について、はい、古田委員。

古田委員：2年前の（台風）21号の方ですね。このとき、もうメールがじゃんじゃん入ってきて、大和川の決壊が、氾濫が予想されるんで、長居公園通りより北へみんな逃げてくださいっていうメールがじゃんじゃん来たんですけれども。どこへ逃げたらいいのかっていうのが問題になりまして、中には台風のなか吹きさらしのマンションの廊下で一晩過ごしたみたいな事例もありまして。体育館ではもちろん浸水が予想されるんで駄目だろうということで、本当にどこへ逃げたらいいのかというのが課題になりました。そういうふうな話もあって、こういうふうな形でされてるんだろうと思うんですけど。結局ですね、やっぱり学校で大概エレベーターがあるそうなので、エレベーターで体育館ではなくて、エレベーターで上階に避難するっていうようなことを、車いすですとか、階段を上りにくい高齢者の方とかは優先的に上階避難っていうのをルール化していただけたらなというふうに思っています。上階に、3階以上に避難できたとしても、特別教室とか開けていただいて、エアコンとかを稼働していただくということと、あとポータブルトイレの設置も必要になってきますので、その辺をですね、区役所と障がい者団体、それから地域住民にも周知する。こういうふうに車いすとか上階に階段で上っていけない人は、優先的にそっちの方へ避難してもらおうというふうなルールを明確化して、それをどういうふうに準備するのかっていうような形でわかりやすい通知でこの文書をさらに徹底していただけたらなと思っています。それに基づいて各地域で実際の避難訓練を町会と一緒にするとかやっておかないと、やっぱりもうどこまで逃げたらいいのかという行き場を失うようなことにもなりかねないので、それを事前にちゃんと固めて共通認識としていただけたらなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。

鳥屋委員：はい、鳥屋です。地域の防災訓練で我々も参加はするんですけども、実際のところ、他の区も含めて障がい当事者が地域の防災訓練に参加出来ていないっていう事実は多くあるかと思います。そこがまず一つ大きな課題、問題だと思ってます。その中で、地域の防災訓練、地域ごとにやり方とか温度差があるので、濃くやるところ浅くやるところあると思うんですけども、中に避難所開設運営訓練ということで、小学校体育館で、救護班であるとか、いろいろ対策本部であるとか、遭難班であるとか分けてですね。地域の

皆さんがどういう役割でどう動けるかとかいうようなこともすると思うんですけど、そういったときに、各区の防災担当と、それから大阪市危機管理室も一緒に入ってやっていると思うんですけども、やはり、その中に実際に障がいのある当事者が参加して、その人たちが実際に避難場所の避難所の中でどう調整するかっていうことも一緒に訓練の中に取り入れるっていうことがなければ、当事者が避難訓練に参加しても、一般の人が参加したのと同じぐらいの扱いで、そういったところから避難訓練にも当事者が行っていないっていうのがあると思うので、ぜひそこを危機管理室のほうが各区の防災担当と連携してですね、実際に障がい当事者が参加できる防災訓練というのを積極的にしてほしいと思います。そのときに、区の自立支援協議会とも一緒に連携して、実際に障がい者が参加できる防災訓練っていうのを真剣に目指してほしいというふうに思っています。あともう一つが、この間、去年のあの大阪北部地震、あのときエレベーターが動かなくて、結局、当事者は家から出られない。そういったことで、生活介護に通えない。あと、それから台風 21 号の時なんかも、あんな時に生活介護に行けるわけないですね。台風が何回もありました。今年もありました。発生してますね。そんな中でね、生活介護に通えないときに家にいる。そのときに、通常の介護の時間数では足りない。そこはちゃんと今までであれば、例えば、年末年始等基準で、年末年始などで生活介護が開所してないときなどは介護の時間数を伸ばしてもらえますよね。あとそれから、感染症なんかも対象に含めてくれたと思います。同じように、やはりこれだけ自然災害が増えている中で、日中活動に通えない時、その時にやはり自宅でしっかりと支援が受けられるようにしなければですね、支援を受けられなくて、ある意味、障がい者が家で 1 人どうしようもないまま過ごさないといけない。これに対する何とか保障というのは施策として考えてもらいたいと思います。ありがとうございます。

石田部会長：お時間となりましたので、大阪市として、もう少し詳細な取組を作っていて、各区と連携していただくということで、もう一つは災害になったときの支援ですね、それについての報酬加算等についての検討ができないかというところです。お時間となりましたので、この件についてはここで終わらせていただいてよろしいでしょうか。最後になにか他にご意見とか、事務局からのご意見ありますか。

船戸委員：重心の子の場合は医療的ケアが必要で、やっぱりこういう災害の時には、ライフラインで、やはり 21 号の台風で停電というのが非常に大きな問題で、いま千葉で大きな問題になってますけれども、そういう子どもさんたちが一般の避難所に行ってもなかなか受け入れてもらえないということがあるので、できたら支援学校なんかで、そういうバッテリーも含めた形で、避難所になるような施策をちょっと考えていただきたいなと前から思ってるんでちょっと意見させていただきます。

石田部会長：はいありがとうございます。とっても重要な意見かなと思います。こうやって皆さんの知恵を出し合いながら災害のときのいろんな対応ができればなと思います。事務局の方から何か補足説明等はいかがでしょうか。ございませんでしょうか。そうしましたら、これで議事の方についてはここで終了いたしまして、皆さんご協力の方、ありがとうございました。事務局の方にマイクをお返しいたします。

(内村障がい福祉課長：閉会の挨拶)